

意見書

森林面積に応じて譲与せよ

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」を 求める意見書（抜粋）

地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月20日

福岡県八女市議会

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣
経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長

「地方税財源の充実確保」を求める意見書（要旨）

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

- 1 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について
- 2 地方税源の充実確保等について

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月20日

福岡県八女市議会

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣